

○東北地方整備局告示第四十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十六日

東北地方整備局長 徳山日出男

第1 起業者の名称 岩手県

第2 事業の種類 県道二戸五日市線改築工事（浄法寺バイパス・岩手県二戸市浄法寺町漆沢上前田地内から同市浄法寺町滝見橋地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 岩手県二戸市浄法寺町大手、桂平、海上田、大坊及び沼久保地内
- 2 使用の部分 岩手県二戸市浄法寺町大手、桂平、海上田及び沼久保地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県二戸市浄法寺町漆沢上前田地内から同市浄法寺町滝見橋地内までの延長3,600mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道二戸五日市線改築工事（浄法寺バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道二戸五日市線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により岩手県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により岩手県が道路管理者であることなどから、起業者である岩手県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、岩手県二戸市を起点とし、旧二戸郡浄法寺町の中心部を經由して、八幡平市に至る延長27.7kmの路線であり、岩手県北部の産業、経済活動を支える幹線道路である。

本路線が通過する二戸市は、東北縦貫自動車道八戸線が通過しており、また平成14年12月に東北新幹線が青森県八戸市に延伸した際には二戸駅が設置されるなど、高速交通体系が形成されつつあり、さらに、日本一の生産量を誇る生漆を始めとして養鶏業や葉たばこの生産が盛んな地域である。本路線は生活道路としての機能のほか、これら農畜産物の物流路線としても重要な役割を担っており、さらに全線が岩手県地域防災計画における第2次緊急輸送道路に指定されていることから、岩手県北部における災害時の防災道路としても重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満足しない屈曲部が多く、最小車道幅員も狭小で大型車のすれ違いが困難であり、これらの箇所における交通事故も発生している。また、現道は大半が通学路に指定されているが、歩道が未整備であるため自動車と歩行者との交通事故の危険性が高く、さらに堆雪幅が確保されていないため、冬季積雪時には車道部への堆雪により車道幅員がさらに減少し、幹線道路としての機能が著しく損なわれている状況にある。

本件事業の完成により、現道の線形不良区間等を回避し、堆雪幅を考慮した幅員を有する線形の良好なバイパスが整備されることから、年間を通して安全かつ円滑な交通が確保され、物流の効率化による地域経済の発展及び災害時の緊急輸送道路としての機能強化に大きく貢献することが認められるとともに、現道の交通量のほとんどが本件区間にシフトすることにより、現道の歩行者の安全性向上、交通事故の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年9月から10月に任意で生活環境に与える影響について調査を実施した結果、大気質、騒音及び振動のいずれの項目においても環境基準等を満足するものとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が、平成13年10月から11月、平成17年5月から9月及び平成23年8月から9月に任意で行った現地調査及び文献調査によると、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別

天然記念物であるニホンカモシカが確認されたが、本事業による生息域の改変範囲は小さく影響は軽微であるとされている。なお、起業者は、切土後の法面緑化にあたって、極力現場周辺と同じ樹種を含めた植栽を行い、さらにニホンカモシカの生息域に与える影響の軽減に努めることとしている。また、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ、カワシンジュガイ等が確認されているが、本件区間周辺には同様の生活環境が分布していること等から、これら種へ与える影響は軽微であるとされている。

植物については、上記の調査によると、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハナヒョウタンボク等が確認されているが、必要に応じて学識経験者等専門家の指導により移植等の適切な措置を講ずることとしており、生育環境へ与える影響は回避・低減できるとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が8箇所存するが、このうち7箇所については調査が完了し、記録保存等の措置を講じている。残る1箇所についても、岩手県教育委員会との協議により、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の線形不良区間等を回避し、年間を通して車両の安全かつ円滑な交通を確保することを目的として、道路構造令による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のルートについては、一級河川馬淵川水系安比川の右岸側をバイパスで通過する案（以下「申請案」という。）のほか、同河川の左岸側をバイパスで通過する案及び現道拡幅案（以下「代替案」という。）について検討が行われている。

申請案と代替案を比較すると、申請案は、支障となる家屋数が代替案より少ないこと、盛土と切土のバランスに優れ、また、トンネルが不要であるため工期が短いこと、全体事業費が最も少ないことなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道には幅員狭小や線形不良区間が存しており、大型車のすれ違いが困難であるほか、歩道が未整備のため歩行者が危険にさらされていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、二戸市長等から本件事業の早期完成について強く要望されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岩手県二戸市役所